

大阪市立大正区老人福祉センターの指定管理予定者の選定結果について

大阪市では、大阪市立大正区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たって、外部の有識者等からなる指定管理予定者選定会議を設置し、審査を行いました。

このたび、次のとおり指定管理予定者を選定しましたのでお知らせします。
今後、市会の議決を経て、指定管理者としての指定を行う予定です。

1 指定管理予定者

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 法人等名称 | 社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会 |
| (2) 所在地 | 大阪市大正区小林西1丁目14番3号 |
| (3) 代表者 | 理事長 川上 満 |

2 指定予定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

3 選定会議による選定審査等

(1) 募集・申請の経過

募集要項の配布期間

（又は配布開始日） 令和5年6月30日～8月31日

現地見学会 令和5年8月8日

申請書の受付期間 令和5年8月24日～8月31日

(2) 審査経過

第1回選定会議 令和5年6月21日

第2回選定会議 令和5年9月22日

(3) 申請団体

1 団体 社会福祉法人大阪市大正区社会福祉協議会

(4) 選定項目・審査結果（配点を含む。）

申請団体名	選定項目	配点	選 定 委 員			平均
			A	B	C	
社会福祉法人 大阪市大正区 社会福祉協議会	施設の設置目的の達成及びサービスの向上	55	42	53	42	45.67
	市費の縮減	30	28	29	24	27.00
	申請団体	5	3	5	4	4.00
	社会的責任・市の施策との整合	10	6	6	7	6.33
	合計	100	79	93	77	83.00

(5) 選定理由

大阪市立大正区老人福祉センターの指定管理予定者の選定に当たっては、1団体から応募があり、それぞれ具体的な提案をいただきました。

大阪市立老人福祉センター指定管理予定者選定会議において、申請団体から受けた事業計画書等について、大阪市立老人福祉センター条例第15条に規定する選定基準に基づき総合的な評価審査を行いました。

その結果、次の理由により、上記の団体が指定管理予定者として最適であると判断しました。

- ・ 三つの指針を明確にして、コロナ前の登録者にいかに戻し、更に増加させるための具体的な提案内容及び地元密着型のセンターを目指し、地元の職員採用を心かけている点は評価できる。
- ・ 今後は、これまでセンターを利用したことのない方への働きかけについて、更なる広報の充実を期待する。

4 選定委員名・役職（五十音順）

笠原 幸子 学校法人四天王寺学園四天王寺大学 教授
 松本 将志 公認会計士
 柳生 時子 認定NPO法人大阪府高齢者大学校 教科研究グループ

（ 担当：福祉局高齢者施策部高齢福祉課
 電話：06-6208-8054 ）